

令和元年9月定例会 総務委員会（付託）

令和元年10月1日（火）

〔委員会の概要 県民環境部関係〕

岡田委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時22分）

これより、県民環境部関係の審査を行います。

県民環境部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 県指定有形文化財（歴史資料）「板東俘虜収容所関係資料」の追加指定について
(資料1)

板東県民環境部長

それでは、この際、1点、報告事項がございます。

お手元にお配りの資料1を御覧ください。

県指定有形文化財（歴史資料）「板東俘虜収容所関係資料」の追加指定についてでございます

徳島県文化財保護審議会は、去る9月11日、県指定有形文化財（歴史資料）板東俘虜収容所関係資料の追加指定について、知事に答申いたしました。

板東俘虜収容所関係資料については、平成20年3月に所内製作の印刷物298点が県指定有形文化財（歴史資料）に指定されており、この度、こうした印刷物に加えて、ユネスコ「世界の記憶」登録申請作業の過程において調査・整理された写真や書簡、捕虜が製作した美術工芸品、当時の行政文書など計306件、314点について、追加指定するものでございます。

県民環境部といたしましては、引き続き、鳴門市と連携し、貴重な歴史資料の保護と活用を図るとともに、ユネスコ「世界の記憶」登録申請に向け、全力で取り組んでまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

岡田委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

立川委員

この9月28日、29日に、徳島県議会スポーツ振興議員連盟5名で、第74回国民体育大

会、いきいき茨城ゆめ国体2019に参加させていただきました。

私を含め3名の議員が開会式で入場行進をさせていただき、天皇皇后両陛下の前で行進させていただくという、なかなかできない経験をさせていただきました。また、開会式が終わり視察を行ったのですが、乗馬とラグビー、レスリングのほうは会場に向かったのですが、渋滞等で徳島県の選手がプレーしているところには間に合わなかったというところでした。

まず、徳島県の総合ランキングと言いますか、30位台を目指すと知事もおっしゃっていて選手たちにもそのように言っているのですが、選手の育成に対する環境や施設整備について、県の補助制度や予算がどれくらいあるのかお聞きしたい。

松本スポーツ振興課長

ただいま立川委員から、国民体育大会での30位台の目標実現に向けた、スポーツ選手の環境に関する予算額等についての御質問を頂きました。

まず、9月28日の第74回国民体育大会、いきいき茨城ゆめ国体2019の開会式、その後の現地でのスポーツ施設の視察、翌日の各競技への激励につきまして、徳島県議会スポーツ振興議員連盟の重清会長、岡田総務委員長、立川委員はじめ、5名の方々に大変暑い中、精力的に現地を回っていただきまして、大変ありがとうございました。お礼を申し上げます。

今、御質問のございました環境整備につきましてですけれども、全体の大きなそれぞれのスポーツ施設の整備に関しましては、都市公園に係る、例えば鳴門・大塚スポーツパークや蔵本公園の各種施設につきましては、県土整備部が所管しておりまして、当部では、施設の運営管理のほうを一般財団法人徳島県スポーツ振興財団へ委託するという形で実施しております。ですので、環境という部分につきまして、当部では、各スポーツ競技団体の要望を受けまして、各種スポーツ用具の整備に対して補助を行っております。その予算額としましては、今年度予算で2,000万円を計上いたしております、各スポーツ競技団体からの要望に応じた経費の助成を行っております。

立川委員

2,000万円ということですが、過去にこの予算がどれくらい使われていたというのはわかりますか。

松本スポーツ振興課長

ただいま申し上げましたスポーツ用具の助成に対しまして、経費がいつから実施されているのかということですが、こちらの予算につきましては、3年前から予算計上させていただいております、今年が3年目の実施となっております。

立川委員

現地に行って感じたのは、他県の選手を見るわけですが、徳島県の選手は十分な環境で練習できていないのではなかろうかと。指導者にしてもそうですけれども、徳島県の人口から鑑みて、競技人口であったり指導者の問題というのは多々あるかと思うのですが、県と

して選手のレベルの底上げを目指すのであれば、補助金なり、全国で優秀な成績を取った選手に対しての補助は尽くす等、予算を大きくしていただきたいと思います。そのあたりは、どうですか。

松本スポーツ振興課長

ただいま、本県のスポーツ人口等を踏まえて、競技力向上を図るために予算をもっとしっかり確保すべきではないかという御質問を頂きました。

先ほど、少し申し上げましたスポーツ用具に対する補助の事業費と併せまして、現在様々な観点から、スポーツ環境の改善やスポーツ選手の育成に向けた事業をさせていただいております。

少し、様々な観点になりますけれども、御紹介させていただければと思います。まず、県内の各競技団体が行います強化に向けた合宿遠征や、県外にいらっしゃいます県人選手、いわゆるふるさと選手と申しますが、そういった選手の活用。それから、県内ジュニア選手、小学校・中学校あたりの今後伸び盛りの子供たちを対象にして、中長期的な視点に立った育成強化。そういった観点から、各競技団体に助成いたしておりまして、今年度予算額が6,622万2,000円でございます。

別の観点になりますけれども、県内では競技団体のほか、県内の企業や各種大学におきましても部活動ということで、熱心に取組をさせていただいております。その取組が国体におきましても、順位向上の大きなポイントにもなっているところでございます。そのような企業や大学の部活動に対する支援といたしまして、全体の予算額で600万円を計上いたしております。

それから、各競技での有力選手、個人向けという形になりますけれども、世界大会に出るようなオリンピック選手候補の方、国体の上位入賞が期待されるような選手の方、これまでの競技実績を踏まえまして二つのランクに分け、強化費を直接選手の方に助成するという事業を行っております。こちらの予算額が700万円を計上いたしております。

それと、ジュニア選手を対象にして、これまでオリンピックなどで活躍された著名な選手や指導者を県にお招きしまして、直接、そういう選手や指導者の方々にいろんな実技講習をしていただくような事業を行っております。こちらの事業費が150万円を計上いたしております。

別の観点といたしまして、各競技につきましては、医科学的な根拠に基づいた指導が非常に重要であるというふうに言われておりまして、県といたしましても、最新の医科学情報を活用して競技に合ったサポート体制の構築や、昨今、女性アスリートの活躍は目覚ましいものがございますけれども、女性アスリートには特有の課題がございますので、そういった、より医科学的な観点でサポートを行う事業で、今年度は2,667万6,000円を計上いたしております。

その他、国体の現場で、スポーツドクターや各種トレーナーが現地に帯同いたしまして、競技の中でけがをしたり体調不良になったような選手に対して、医療的なケアも含めて現地で対応するというような事業も行っております。それらの関係経費の予算額といたしましては2,046万1,000円を計上いたしております。

そういったいろんな観点で、直接的に競技力向上に向けた事業費といたしましては、合

計1億4,785万9,000円、約1億5000万円弱の予算を付けさせていただいて、各種助成をさせていただいているところでございます。

立川委員

補助と言いましても、実際、私の周りにいるのですがシングルマザーで、子供さんはとても優秀な能力を持たれているのに、経済的な理由で練習に行かせられないという現状がありますので、そういうところまで裾野を広げていただいて、そういう方でも、より競技に集中できる環境を、是非とも予算も含めてつくっていただきたいとお願いします。

松本スポーツ振興課長

県内におきまして、経済的な理由でなかなかスポーツに打ち込めない選手への助成と言いますか、支援というふうな観点での取組について、御質問を頂きました。

おっしゃるとおり、優秀な才能を持っていても、なかなか競技を続けていくには経済的な問題があって難しいというふうな声を聞く事例もございます。こういった点につきましても、各競技団体と十分、情報連携しながら、各競技団体の助成の中にも選手個人を支援するような取組に対する助成もございますので、そういった事業をうまく活用して、できる限り本来持つ才能を遺憾なく発揮して、国体の目標の実現に向けて戦力になっていただくような、今後の活躍につながるような支援ができるよう、県としても十分意を用いて取り組んでまいりたいと思います。

立川委員

とにかく、うまくなるしか順位が上がることはないけれども、お金を掛けたらみんながうまくなるという問題でもない。総合的に考えながら、でもハード面を整備していくには予算を付けないと実現しない部分があります。これは、現実的に予算が取れたらできることなので、積極的にやっていただきたいと思います。お願いします。

松本スポーツ振興課長

県内でのスポーツ施設をはじめ、ハード的な環境整備につきましての取組でございます。

こちらにつきましては、県有施設の維持、改善はもとより、各市町村での施設整備、各競技団体での取組もございます。そういった中で、しっかりと役割分担を決めていきながら、それぞれの予算を有効に使うことで適正な環境が構築されるよう、県としても努力してまいりたいと思います。

中山委員

早いもので、今日が10月1日で今年も後3か月になってきて、10月というのに昨日も気温が33度で今日もかなり暑くなってきて、いよいよ気候変動による地球環境が悪化して、暑くなっているのではないかと非常に危惧しております。それによる災害も多発しております。先日も国連気候行動サミットが開催されて、地球温暖化を食い止めることの重要

性が各国首脳の中でも改めて認識されたところがございます。やはり、日本においても自然エネルギーというのが非常に重要になってきておりまして、その自然エネルギー導入の契機となったのが固定価格買取制度、FIT制度だと思います。

特に、家庭用の太陽光発電の固定価格買取制度が2009年から始まりまして、2009年には48円で買い取ってくれていたのが今やその半額の24円になって、それも11月から順次、買取制度が満了してしまったら、その後は7円ぐらいでしか売れないということになってきています。それだったら、太陽光発電は売らないで、自分の所で使えるような仕組みづくりをしていくべきではないかと。この前の台風第15号では、千葉県は約93.5万戸が停電になったということを聞いておりますので、自立分散型エネルギー社会を目指していくべきではないかと思えます。

しかしながら、FIT制度がなくなって、今まで順調に太陽光発電に目が行っていたのが、今後止まってしまうのではないかと危惧しております。その反面、さきに言いましたように7円でしか売れないとなったら、太陽光発電を設置した人たちに、もっと自分の所で使いましょうというふうなキャンペーンをしていって、災害時に備えて、自分の所で発電した電気を使っていくような仕組みづくりが必要ではないかと思えます。

太陽光発電というのは、昼間しか発電できないので、家庭で使うには蓄電池が必要になってくるのですけれども、その普及と今現在の蓄電池も併せた普及状況がどうなっているのか、教えていただきたいと思えます。

杉山自然エネルギー推進室長

ただいま中山委員から、住宅太陽光発電の更なる普及、併せて蓄電池の設置について、御質問と御提案を頂きました。

委員お話しのとおり、現在、日本は災害列島という国難とも言うべき課題に直面しております。特に昨年9月の北海道胆振東部地震のブラックアウトを教訓に、災害に強い自立分散型電源というのがクローズアップされております。また、先月の台風第15号では、千葉県を中心に東京電力管内で、長い所では2週間以上にも及ぶ長期間の停電が発生し、住民生活に多大な影響を及ぼしております。本県でも、南海トラフ巨大地震や活断層地震、豪雨、積雪など、災害による長期停電が懸念されております。

こうした災害を迎え撃つ体制を整えるため、現状、一局集中型と言われております電力供給システムから、災害に強い自立分散型電源への移行が必要と認識しております。その最も効果的な取組といたしまして、委員から御提言がありました、住宅用の太陽光発電と蓄電池をセットにした各世帯における自立分散型電源の確保がございます。

住宅用太陽光発電は、先ほど委員からお話がありました固定価格買取りが10年ございます。この10年間で、設置費用と自家消費による電気代の節約や余った電気を売る売電収入などを勘案した収支は、10年間で黒字になると言われておりますが、家庭用蓄電池の設置費用は、一般的な蓄電池容量が5キロワットアワーから10キロワットアワー程度のもので、まだ150万円から200万円と高価でありまして、蓄電池まで設置している住宅は少ないというのが現状でございます。

家庭用蓄電池の設置状況については、県のほうで把握できていないのですが、こうした状況から、県の政策提言や本県知事が会長を務める自然エネルギー協議会の政策提言にお

いて、自家消費を促進し、災害にも強い家庭用蓄電池の価格引下げや設置に対する国の支援制度について、これまで提言を重ねてまいりました。

その結果、この提言を具現化する形で、今年度の新規事業として、災害時に活用可能な家庭用蓄電池システム導入促進事業補助金という制度が創設されました。今後は、蓄電池価格の動向や国の補助制度の状況も見ながら、委員が先ほどおっしゃったように、太陽光の買取価格は下がっており、どんどん下がっていきますと、商用の電気、四国電力株式会社から電気を買うより、自分で発電して使ったほうが安いという状況に既になりつつあります。

こういう状況も見ながら、また四国電力株式会社とも連携して、家庭用蓄電池の導入を促す効果的な支援を行ってまいりたいと考えております。

中山委員

やはり、いつ起こるかもしれない南海トラフ巨大地震においては、本県は太平洋側の地域を抱えております。加えまして、自然災害、豪雨や台風等の災害も頻発しておりまして、再度、今ここで、自立分散型エネルギーというのを考えていくべきだと思います。

発電機を備えるのも一つの方法かもしれませんが、発電機は燃料が要るので、常に燃料の管理もしなくてははいけないし、そうなってきた場合には、やはり太陽光を据えて蓄電池を備えることが非常に効果的になってくるのではないかと思います。でも、いかにせん費用が高すぎるので、いろんな助成制度を活用して、また、全国知事会の会長県であり自然エネルギー協議会の会長県である徳島県が率先して、自立分散型エネルギー社会をつくっていくべきではないかと思います。

水素エネルギーも大事ですけれども、それよりも現状をしっかりと理解して、各自が72時間耐えられるような電源をどういうふうに確保するのか、冬場も寒すぎたらなかなか一夜を過ごすことが難しいし、夏場はもとよりでございます。今一度、振り返って、県民の方に周知して、エネルギー対策、補助制度を確立していただきたいと強く要望したいと思います。

もう1点、先ほどのいきいき茨城ゆめ国体2019、私も行きたかったのですが、地元行事がありまして今年是不参加でした。来年は是非、参加して応援に行きたいと思っておりますが、昨日、クライマックスシリーズがあって、阪神が劇的なクライマックスシリーズ進出を決めました。私は、広島ファンなので残念ですけれども、セ・リーグはジャイアンツが5年ぶりに優勝しました。これは、原監督になって優勝したと私は思っております。

今、いろんなスポーツが目白押しで、ラグビーワールドカップ、さくらジャパンの活躍、世界陸上もやっています。マラソングランドチャンピオンシップでは、女子で4秒差で涙を飲んだ、前回も五輪代表を1秒差で涙を飲んだ小原選手がいまして、非常に興味深く楽しく拝見しております。女子のトップになったのは前田選手で、3位が小原選手、ドーハ世界陸上での日本人トップが谷本選手と、いずれも天満屋所属なんです。谷本選手に聞いたら、天満屋の監督がすばらしいという答えが即座に返ってきています。原監督もそうです、優勝しました。

やはり、スポーツをするにおいて指導者というのは、本当に大事な役割を果たすと思います。先ほどの話で、指導者教育に150万円の予算というふうなことを言っていますが、

桁が違うと思います。

やはり、県民に勇気と元気、感動を与えるスポーツ、文化・芸術は、正にこの部局の所管ですので、もっとしっかりと予算を取って、そして適正な指導者の配置をしていただきたい。聞くとところによると、全く経験のないコーチや監督が指導に当たっているという学校もあるそうです。そういうことがないよう、現状を把握して適正な配置、良い指導者を育成して競技力向上につなげていただきたいと思いますが、御所見をお伺いします。

松本スポーツ振興課長

ただいま中山委員から、競技力向上に向けて必要な指導者の適正配置、育成に向けた取組について、御質問を頂きました。

先ほども国民体育大会の話がございましたけれども、競技力を向上し一定の目標を達成するためには、選手だけでなく優秀な指導者が、その能力を最大に引き上げて勝利に導くといった流れがスムーズに行くことが、極めて重要だと認識しております。

各競技での指導者の配置、先ほど学校での教員の配置にも絡めての話であったかと思えますけれども、毎年国体が終わった後に、教育委員会の所管部門も一緒に入りまして、各競技団体から、今年の結果の反省と今後の改善に向けた取組をヒアリングさせていただいて、そこで指導者の配置という観点でもお話を伺うこととなっております。そこでは、やはり優秀な指導者を育成して学校に配置してほしいといった要望も、教育委員会と一緒にお話を伺っておりますので、そういう連携した中でどういうふうにやっていくのかという観点で検討いたしております。そういう中で、努力しながら、異動の問題も多々あるかと思えますけれども、目標に向けて、当部としてもしっかりと連携して取り組んでまいりたいと思っております。

それから、指導者育成のお話がございましたけれども、県といたしましても、先ほど御紹介させていただきました150万円の事業は、ジュニア選手を対象に、選手と一緒に指導者も入ってお話を聞いてもらうという話だったのですけれども、先ほど申し上げた中にも、競技団体に対して各強化費、遠征費を助成するという事業の中に、各競技団体が指導者を育成するために研修へ行かせたりという経費に対しても助成できるようになっておりまして、かなり御活用いただいております。今後も引き続き、そういった制度も十分活用して、各競技の強化に向けた育成を図ってまいりたいと考えております。

中山委員

この前、徳島県立小松島西高等学校の川上選手が、自転車レースで優勝しました。国体の順位に大いに貢献できると思います。でも、30位台を目指すというのは、飽くまでも結果であって、目標ではございません。何度も申し上げますように、県民に勇気と元気、感動を与える。そして、徳島県選手として、頑張っけて国体に参加できてよかったという充実感を感じてもらふ選手たちの育成でございますので、指導者もしかり、そして環境整備もしかりでございますので、しっかりと取り組んでいただきたいと要望して終わります。

扶川委員

先日、徳島市議会で同性パートナーシップ条例の議論がされました。今後、全国各地で

パートナーシップ制度を巡って、条例制定が進んでいくのではないかと思いますし、既に東京都の世田谷区や、兵庫県、三重県等の各自治体、市、区はできていますし、茨城県でもできているようです。

どうして県のほうで議論するかと言いますと、私は、市営住宅に入っている、いわゆる同性カップルの一人で、一緒に住まなければ一人で自立できないという障がい者の方の面倒を見ております。ところが、その障がい者の方が、2人で生活すれば何とか生活できるのだけれども、同じ市営住宅に入れなから民間住宅に入って、大変な状況でゴキブリ屋敷みたいになって、この前に撤退して、今は市営住宅に不法入居している状態になっている。

そんなことが起こった背景には、同性パートナーシップが認められないから、公営住宅に徳島県では入れないということがあられるわけです。公営住宅だけの問題ではなく、いろんな手続において不利益があるので、この条例が作られていっているわけです。県営住宅についても、今申し上げたような問題が起こってくるわけで、同性で低所得者の方で、生活に困られている、住宅に困窮されている方が利用できるようにするべきだと思います。

この同性パートナーシップ制度を、県が主導してやってもいいぐらいだと思うのですけれども、姿勢についてどう対応していくのかお尋ねします。

山上男女参画・人権課長

先ほど扶川委員から、同性パートナーシップ制度について、お問合せがございました。

同性パートナーシップ制度につきましては、先ほど委員からお話がありましたように、当事者の方々が市町村に対して導入を要望しているというような動きがあったことについて、承知しているところでございます。

同性パートナーシップ制度でございますけれども、自治体が飽くまで独自に、当該自治体に居住する成人で配偶者がいないことなど幾つかの条件を満たす場合に、いわゆるLGBT、性的少数者のカップルについて、パートナーシップの関係であること、あるいはパートナーシップの宣誓を行ったことを証明する制度でございます。これまでに東京都渋谷区など、全国の主に市町村を中心に20以上の自治体で導入されているところでございます。

この同性パートナーシップ制度につきましては、法律で定められた婚姻制度とは異なる自治体独自の取組でございます。法律上の夫婦と同等の権利が認められるものではございません。こういったことから、例えば配偶者控除でございますとか、法律で配偶者に認められた制度の適用はないものでございます。

しかしながら、一部の保険会社においては、同性パートナーを保険金の受取人に指定できたり、あるいは携帯の大手通信キャリアにおいて家族割引が可能となるといったことから、婚姻制度に代わるものとして、LGBT当事者の方々が、婚姻届の受付や住民基本台帳の事務を所管しております市町村に対して、パートナーシップ制度の導入を求めているというふうに考えているところでございます。

先ほどから繰り返し申し上げますとおり、この同性パートナーシップ制度でございますけれども、法的拘束力のない各自治体独自の取組ということでございます。そのため、市町村はもとより、LGBTなどの少数者の方々に対する理解があって、初めて幅広

く実効性のある制度になるものと考えているところでございます。県といたしましては、誰もが自分のセクシュアリティを尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現に向けまして、県民の皆様の理解と認識を深めるため、各種の啓発活動に引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

扶川委員

例えば、市町村でそういうものができた場合に、県営住宅のほうも、その証明書を持ってくればパートナーとして入れてあげるといような対応を是非やっていただきたい。まだこれからの話ですけれども、前向きな啓発はもちろんですけれども、今、御答弁いただいたように、自分らしく生きられるような環境整備のために協力してあげるとい姿勢で取り組んでいただきたい。

そういうことを担当部局の方とも相談して対応できるようにしていただきたいと思うのですが、今後検討をお願いします。いかがですか。

山上男女参画・人権課長

繰り返しになりますけれども、この同性パートナーシップ制度につきましては、LGBT当事者の方々が、婚姻制度に代わるものとして市町村に対し導入を求めているところでございます。

県においては、性やセクシュアリティの問題につきましては、個人の尊厳に関わる大切なものであると認識しているところでございます。そのため、LGBTの人々をはじめ、様々な課題を抱えている方々に対して、県民の皆様の理解と認識を深めるため、各種の人権啓発に取り組んでいるところでございまして、この取組の中でLGBTなど性的少数者の方々に対する人権についても配慮してまいりたいと考えているところでございます。

ただ、報道等によりますと、LGBTなどの性的少数者の方々についての法案提出がなされるなど、立法府においても検討がなされる動きもございますので、県においてはこうした動きについても、しっかりと注視してまいりたいと考えております。

扶川委員

分かりました。

もう1点、これも国のほうで大きな問題になっているので、念のため確認しておきたいのですが、「表現の不自由展・その後」が中止になって、議論の結果、この8日から再開の動きになったということが今日の新聞で報道されました。

徳島県において、この文化展を行える場所がどこにあって、その審査みたいなものが行われているのかいないのか、基準があるのかないのか、内容に関わるような審査というか判断は行われているのか、まず教えてください。

加藤県民文化課長

ただいま委員から、愛知県での国際芸術祭における企画展について、御質問を頂いております。

県の施設でということではございますが、まず、県民環境部の所管では三つの施設がご

ざいまして、あわぎんホール、いわゆる徳島県郷土文化会館、徳島県立文学書道館、徳島県立阿波十郎兵衛屋敷がございます。その中で企画展、いわゆる貸し館事業を行っておりますのは、あわぎんホールになってまいります。

徳島県郷土文化会館の設置及び管理に関する条例の中では、まず設置の目的から申しますと、県民の文化の健全な発展と福祉の向上に寄与するためとなっております。使用の許可としましては、あらかじめ指定管理者、公益財団法人徳島県文化振興財団ですけれども、この許可を受けなければならないと規定されております。さらに、使用の許可の制限といたしまして、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき、その他会館の管理上支障があると認められるときには、指定管理者は使用の許可を与えないことができると規定されているところでございます。

今回の愛知県の事例の詳細は承知しておりませんので、これが当てはまるかどうかはコメントできないところでございますが、あわぎんホールにつきましては、条例等に基づき指定管理者において、適切に運用されていると認識しております。

扶川委員

公の秩序及び善良な風俗を乱さない、それから反社会的な集団の利益になるようなことはしないということは、当然だろうと思います。それ以外は、管理上支障があるかないかというようなことも入っている。

今回の「表現の不自由展・その後」を見ますと、正に公の秩序を乱すとか、善良な風俗を乱すことに当たらないという判断を愛知県のほうでもされて、管理に支障が来さないようにしてくださいというようなところに落ち着くのだろうと思います。

したがって、私としてはこのような問題が徳島県で起こったときには、当然展示させていただけると確信しておりますが、「表現の不自由展・その後」の内容について、県がどうこうするなんてことはまずあり得ないと思いますが、念のため確認しておきたいと思えます。

加藤県民文化課長

先ほども申しましたが、愛知県での企画展について、個別の状況についてコメントはし兼ねるところでございますが、例えば本県の状況として文化・芸術の取組といたしましては、そういった行事、催しの代表的なものとして徳島県民文化祭がございます。こちらは、文化の力でまちづくりをしていくと、県民一人一人の幅広い文化活動の参画を促していくことを目的に、9月から12月まで100日余りの長期にわたって開催しております。

その中では、県事業ほか等の事業も含め、特に分野別のフェスティバル事業として、県内各地の団体でいろいろ活動していただいている、県下全域を対象にしている活動を、徳島県民文化祭の行事、いわゆる分野別フェスティバルの中で実施していただくと。例えば、美術展、子供の美術展、華道展、茶道の茶会、邦楽大会等の13事業を展開しているところでございまして、それ以外にも共催事業、協賛事業等で55事業、全72事業を平成30年度も実施しております。そういった実施を通じて、多くの文化団体にも協力いただき、県民の皆様にも参加いただいて、好評のうちに終えております。

今回、愛知県で起こったような混乱が生じるような状況は、県民文化の取組としては想定されないものと考えているところでございます。

扶川委員

要は、表現の自由を最大限保障してくださいという姿勢で、今後しっかり臨んでほしいということなので、一言コメントをお願いします。

上田スポーツ・文化局長

ただいま扶川委員から、表現の自由についてしっかり取り組んでくださいということでございます。

とりもなおさず、憲法にも保障された基本的人権の一つでございますので、しっかりその辺は肝に銘じてと言いますか、鋭意を用いてまいりたいと思っておりますけれども、今回の案件につきましては、私どもも新聞等、報道によりまして承知しているところでございまして、まだその過程と言いますか、それに基づいて参加、開催の是非を判断するべきところには至ってないかと思っております。今後とも、そういったことに留意しながら取り組んでまいりたいと思っております。

扶川委員

児童虐待について、少しだけお尋ねいたします。

札幌市の池田詩梨さんが衰弱死した事件を受けて、厚生労働省が6月に全国の自治体を集めて、緊急会議を開いたと。その中で、48時間の確認ルールを守れたケースがどのくらいあるのか緊急点検するということになったのですが、徳島県ではどういうふうに調査をしたのか、その結果どうであったのか、教えてください。

石炉こども未来応援室長

ただいま扶川委員から、48時間ルールの徹底についての調査について、御質問を頂いたところでございます。

全国の児童相談所に対する調査でございますので、本県においても調査がまいりまして、各児童相談所に確認をお願いいたしまして、集約して国のほうに報告しているところでございます。

調査の結果については、少しお待ちください。

岡田委員長

小休します。（14時08分）

岡田委員長

再開します。（14時10分）

石炉こども未来応援室長

すみません。各種確認調査が国のほうからたくさんきておりまして、48時間ルールにつ

いての回答の件数が今、見当たらない状況でございます。ただ、本県におきましては、適切に48時間以内での対応を確認いたしております。

扶川委員

次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会もありますので、調査結果に対する回答を、まとめて全部下さい。

児童虐待の相談について、夜間休日の対応件数を調べていただきました。7月、8月、それぞれ時間ごとの実績を御報告ください。

石炉こども未来応援室長

こちらにつきましては、中央こども女性相談センターにおきまして、夜間休日に対応しております虐待対応協力員が電話受付した件数について、確認したものでございます。令和元年度7月につきましては131件、8月につきましては160件の電話対応をしております。

扶川委員

警察に聞きましたけれども、夜間休日などの相談というのは6割です。児童相談所に関しても、これは夜間休日の数字ですけれど、仮に夜間の部分と勤務時間とを分けて計算しますと、ほとんど半分ぐらいは休日であっても夜間です。やはり、親御さんが家に帰られて、その中でいろんなやり取りがあって虐待が非常に多いというのは分かりますけれど、そのときに48時間対応ということですが、県によっては24時間対応を決めている所もあります。

敏速に対応することが、子供の命を守るわけです。それがきちんとできているかどうかの検証は、非常に大事だと思います。警察のほうは、ほぼ虐待と思われる案件については、48時間以内に面談をしていると。児童相談所の場合は、もっと警察より情報を持っているでしょうから、これは前からの継続案件だとかいろいろ判断基準があるのだらうと思いますけれども、機械的に全て48時間面談しているというわけではないと思うのです。

そのあたりの違いや仕組みをきちんと分かるように説明していただいて、それで心配ないということだったら納得がいくのですけれども、緊急性が判断されなければいけない。誰がどのように判断して、その後、緊急だと判断されたら、どのような対応をするのか説明してください。

石炉こども未来応援室長

まず、先ほど申し上げました虐待対応協力員の対応した電話件数につきましては、虐待対応に限ったものではございませんので、この中には、例えばワン切りや無言電話のような電話も含まれております。

その中で、相談員が判断するわけではないのですけれども、虐待対応であるということであれば、休日につきましては、各児童相談所の職員が当番制を敷きまして電話連絡を受けられる体制を取っておりますので、そちらに電話をして対応することになります。平日の夜間については、地区担当のケースワーカーがおりますので、そちらに連絡を取るよう

になっております。

その上で、基本的には緊急対応が必要かどうかの判断も含め緊急受理会議といったところで、夜間休日については、ケースワーカーのスーパーバイザーや上司に当たる方、それから所長等に電話連絡を取りまして緊急受理会議で、どういった対応をするのか、即一時保護するのかわからないのか、関係機関と連絡を取ってからの対応にするのか、そういったことを決めた上で対応するようにいたしております。

扶川委員

続けて、次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会でやらせてもらいますが、警察との連携を強化するべきだという立場でずっと議論しておりまして、警察のほうでも、児童相談所との連携をこれから強めていきたいと。やり取りや情報提供に関しての覚書の提出をお願いしておりますので見させていただいて、その内容についてきちんと遵守できているか、必要があれば追跡していきたいと思います。引き続きよろしくお願ひします。

達田委員

今回の予算で付けられております、自然公園等施設整備事業費について、どういう内容なのか教えていただけますか。

里環境首都課長

今回、繰越明許費としてお願いしてございますのは、鳴門公園や剣山国定公園等の施設整備を行う自然公園等施設整備事業費8,200万円のうちの2,760万円で、剣山の登山リフトそばの見ノ越駐車場にございます公衆トイレの改築工事に係るものでございます。

整備後32年を経過いたしましたトイレの改築に当たりまして、4月上旬に、地元の方々や関係市町で構成される剣山観光推進協議会におきまして、事業内容を御説明申し上げましたところ、現在地は山際で暗いと。その上、隣接いたします路線バスの駐車スペースも広げたいという御要望をお伺いしたところでございます。そこで、周辺の移設可能な適地について検討いたしましたして、最終的には、安全性や利便性を考慮して現在地が最適であるとの結論に至ったところですが、想定外の時間を要して繰越をお願いするものでございます。

7月に入札を終えまして現在、設計作業を進めてございますが、当初の見込みよりも工程が遅れまして、また今後も関係者の皆様に御意見をお伺いしたいと考えてございますので、やむなく次年度への繰越しをお願いするものでございます。

達田委員

トイレが2か所あると思うのですけれども、トンネル側のほうをおっしゃっているのですか。

（「そうです」と言う者あり）

出来上がりは、いつになるのでしょうか。

里環境首都課長

先ほど申し上げましたように現在、設計作業を進めてございまして、1月中旬には終わって、順調にまいりますと来年の7月には竣工をしたいと考えているところでございます。

達田委員

剣山と言いますと、日本百名山でもありますし、最近たくさん登山している方が見受けられます。私も好きですので何回か行くのですが、登山者にとってお手洗いがきれいかどうかというのは、すごく重要なことです。今、頂上のトイレはきれいになりまして快適になったのですが、登山リフトで登る前に行くトイレがドアを開けられないような状態でしたので、一日も早く改修が済みますように願っているところです。

剣山への登山客、あるいは観光客の集計というのは、しているのでしょうか。

里環境首都課長

ただいま達田委員から、剣山の登山客数についての御質問を頂いたところでございます。

剣山につきましては、4月末に山開きを行いまして11月末に閉山いたします。その間の登山リフトの利用者数でございますが、過去3年で申し上げますと3万7,000人から4万人程度で推移しているところでございます。登山リフトを利用せずに登山する方もお見えになると思いますが、そちらについては県のほうでは把握できてないところでございます。

達田委員

インバウンドがよく言われますけれども、登山と言いますと中央アルプスや北アルプスが非常に有名で、槍ヶ岳や穂高岳も非常にすばらしい所なのでございますけれども、体力がないとなかなか挑めないところもございまして。それに引換え、剣山は、子供からお年寄りまで誰でもが気軽に、気軽にと言いましてもいろいろ制約はありますけれども、登りやすい山だと思っております。非常に風光明媚で自然豊かですので、国内外問わず、どんどん来てほしいという思いがします。

登山リフトを利用せずに下から上がっている方もかなり多いです。なぜかという、私も下から上がることがあるのですが、四季折々の登山道の風景が非常に美しいですし、そんなにきつい道ではなく登りやすいので、登山リフトを利用せずに行かせていただいております。

やはり剣山を、徳島の観光、また登山のメッカとして、どんどんと県外や海外に売り出していく必要があるのではないのかと。それだけの価値があると思うのですが、どういう位置付けにされているのでしょうか。

里環境首都課長

ただいま、どのように剣山を位置付けているのかというお話ですが、観光資源と捉えた場合、所管が商工労働観光部になりますので、そちらのほうのお答えに委ねるべきかと思っておりますが、外国人の話がございましたので、その点についてお答えを申し上げます。

登山客に占める外国人の割合ですが、登山リフトの運営業者からお伺いをしたところ、感覚的には利用者数の1割程度というふうにお伺いしているところでございます。一方、にし阿波地域における宿泊者数の占める外国人につきましては、近年増加しております。登山客に占める外国人の割合と同様の傾向にあるというふうに考えているところでございます。

県民環境部といたしましては、自然環境の保全ということで、剣山は国立公園に位置付けられておりますので、そちらに主眼を置きながら利用との両立、調和を図ってまいりたいと考えております。

達田委員

各分野にわたって庁内でいろいろな取組をしていただいて、剣山が徳島県の山として、そして日本の代表的な山として、発信できるようにお願いしたいと思います。特に、これは県土整備部の分野になるのですけれども、アクセス道路も安全なものにしていただきたいし、今回トイレ整備ということで、観光客として本当にうれしいニュースだと思います。是非、環境を整えていただいて、立派な観光地として発展していくようにと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、とくしま記念オーケストラ問題で、いろいろ大きな問題になりましたのでお聞きしたいのですけれども、県民の多くの皆さんからは、いまだに大きな関心事として捉えられておまして、私もいろいろ、どうなったのかと聞かれます。

まず1点お伺いしたいのは、タクシー代やハイヤー代とか、いろいろ別枠支出がございました。議会の委員会や本会議で聞きましても、個人情報だということで答弁されなかった。ところが、後で県民の方が情報公開請求をして、やっと金額が出てくるというような状況があったわけです。

こういうやり方は改められて、今後、議会の場で聞かれた場合には、きちんとお答えできるような状況に変わっているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

加藤県民文化課長

ただいま委員から、とくしま記念オーケストラ事業について御質問を頂きました。

少し、おさらいでございますが、全国初の二度の国民文化祭の開催決定時を契機に設立いたしました、とくしま記念オーケストラにつきましては、ベートーヴェン「第九」アジア初演100周年に向けた演奏会をはじめ、県内各地で一部の優れた演奏に触れる機会を提供するなど、本県の音楽文化の向上と裾野の拡大に大きな役割を果たしてきたものでございます。

そのとくしま記念オーケストラ事業につきまして、平成29年度、平成30年度の約2年間、更には前回の議会においても、県民の代表であります県議会におきまして、様々な角度から御議論いただいたところでございます。その議論の中で、不明な点については、可能な限りの調査を行いまして直ちに議会に御報告するという対応、あと、見直すべき点につきましても直ちに見直すといった形で、最大限の対応を図ってきたところでございます。

今、御質問の現状ということからすれば、そういった対応も今後、続いていくというこ

とになるかと思っております。

達田委員

私も、何度もこの問題を指摘してきました。事業そのものは、非常に大成功だったと思います。すばらしい演奏ができたり、県民の皆様に使っていただいたり、しかし、そういうことを私は聞いているのではなく、お金の流れ、人の流れ等、事業の在り方が適切だったのかどうかを聞いてきたのですけれども、成果だけをとうとうと述べられて、私が質問している中身については、ほとんどお答えにならないというようなこともございました。

今、お聞きしたのは、議会でお聞きした場合に、これは個人情報ですということではないということではなく、きちんと答えていただけるような体制になってきたというふうな受け止めていいのですねということで、お聞きしたのです。職員の皆さんも大幅に変わられまして、新しい気持ちで取り組んでくださっていると思いますので、その点、是非よろしくお願いたします。

2点目ですけれども、いろいろと分からないことがたくさんあるのですけれども、事前調査のためにタクシーを使いました、ハイヤーを使いましたということで別枠経費だったのですけれども、今、行っている事業について、この問題は生かされているのでしょうか。川岸さんという方が、ハイヤーを使っていろいろ行かないといけないからハイヤーを使ったというようなことでやっておりましたけれども、それは事業費に含まれるべきではないかと私どもは考えるのですけれども、今はどういうふうな形態で事業を行っているのでしょうか。

加藤県民文化課長

引き続き、とくしま記念オーケストラ事業について、御質問を頂いております。

先ほどお伝えしました、情報公開と議会への説明というところは、御説明しましたとおりの最大限の対応を図ってきたところでございますので、引き続き、そういった対応、また情報公開制度もございますので、適切な対応を図ってまいりたいと考えてございます。

2点目のハイヤー代と、別枠というふうな表現でなされました経費の関係でございます。

ハイヤー代の関係につきましては、一貫して必要性ということを議会でも説明してまいりましたし、現在係争中の案件でもございますので、そういった必要性につきましては、裁判の場で説明してまいりたいと考えているところでございます。

別枠といったお話で、いわゆる委託費や負担金の中での差額というお話かと思えます。その時点での御説明といたしましては、県と公益財団法人徳島県文化振興財団の間では、音楽文化が息づくまちづくり事業で双方の連携を図るため、委託契約を締結してきたところでございます。その委託費の中には、派遣職員等の人件費に相当する経費を負担してきたという御説明をしてまいったところでございます。また、負担金に関しましても、文化立県とくしま推進会議におきまして、公益財団法人徳島県文化振興財団における必要な経費ということで、例えば事務的な調整といったところで必要な経費を支出した、適切な処理を行っているというふうな説明をしてまいってきたと考えております。

達田委員

今おっしゃっているのは、私が、事業実績合計額と決算書類の合計額が7,600万円合わないのはどうなっているのかという質問をさせていただいた点をおっしゃっているのだと思います。しかし、適切にと言いましても、領収書を見せてもらったわけでもなく、決算書類を見せてもらったわけでもありませんので、適切かどうかというのは判断ができないわけです。

やはり、この問題に関しましては、きちんと全ての書類を出していただいて、県民が納得できるような方法でお示しするべきではないかと。そして、新しい事業をする上に当たって、この教訓をしっかりと生かしていくことが大事だと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

加藤県民文化課長

とくしま記念オーケストラ事業によりまして、県議会でたくさんの御議論を頂きました。その中で、委員御指摘のいろんな課題への対応や説明であったかと思えます。

まず、演奏会の経費の積算が甘かったのではないかという御質問を頂いた際には、複数の県や楽団から、守秘項目であり解答できないと言われる中、演奏経費等を聞き取って本県の経費との比較検証も行った上で、高額でないということも確認し報告いたしました。

事業費の流れが不明瞭ではないかという御指摘に対しましても、本来、調査が困難な民間事業者の取引につきましても、元請事業者の協力も頂き、音楽プロダクションへの支払金額を報告するというので、その後の演奏会事業では、県が直接業務を執行しまして、その結果も県議会に御報告いたしました。

県の外部に設置した基金が不透明という御指摘に対しましても、文化立県とくしま推進基金を平成29年度に廃止いたしまして、透明性の高い条例設置の東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金へと見直しを行ったところでございます。

また、公益財団法人徳島県文化振興財団の事業費や増額の手続が不明確という御指摘も頂きまして、県として早速、財団に働き掛けを行いまして、より県民に分かりやすく運用の明確化を図ることという結果を報告いたしましたし、財団のほうにも、その後の状況として、その時に御説明いたしました対応は適切に図られていることを確認したところでございます。

こういった形で、とくしま記念オーケストラ事業につきまして、県議会で御論議いただいた対応状況は、今後も事業の方針と執行部の中で生かしてまいりたいと考えているところでございます。

達田委員

最後に言わせていただきますけれども、人が変わってもおっしゃることは全く変わらないということで、一体この問題から教訓を引き出しているのかという疑問が、一層湧いてくるわけです。

そして、事業費が割高でなかったかどうかという点に対しても、もう一回きちんと調べるべきだと思います。一番高いオーケストラのNHK交響楽団を呼んでも、一回1,000万円ぐらいだとお聞きしております。そういう点から言いますと、本当に割高でなかったの

かどうかということを含めて、この事業全体をきちんと見直すべきだということをお願いして終わります。

加藤県民文化課長

引き続き、とくしま記念オーケストラ事業を教訓にした今後の対応ということでの御質問かと思えます。

若干、繰り返しになりますが、非常に多くの時間を掛けまして県議会で御論議いただいたこと、御意見に対して、真摯に対応を行ってきたところでございます。

音楽プロダクションの元代表が、国民の義務である納税を怠っていたことは決して許されるものではございませんが、事業そのものは適正に執行され、本県における音楽文化の発展に大きく寄与してきたものであるというふうに認識してございます。

岡田委員長

先ほど、資料1で説明いただきました、板東俘虜収容所関係資料の追加指定ということで、県指定有形文化財に指定していただいたという報告だったのですけれども、去年100周年を迎えたのは、ベートーヴェン「第九」アジア初演の部分であります。今年100周年を迎えたのは、板東で亡くなられたドイツ兵の慰霊碑が建設されて100周年ということで、8月末に式典がありました。100年の時を越えて残っている資料を見てもらったら分かるのですけれども、写真にしてもはがきにしても、全て紙の資料です。

この資料を指定していただくというのは、非常に有り難いのですけれども、紙の資料を次の世代に残していくためにも、県市協力して、是非、保存の方法等を検討していただくとともに注力していただきたいと思うのですが、いかがですか。

木野内文化資源活用課長

岡田委員長から、板東俘虜収容所関係資料の保存に向けて、県市が協調して進めていくべきというお話を頂きました。

板東俘虜収容所関係資料の現状について、少しお話をさせていただきますと、委員長がおっしゃったように、大半が紙でございまして、紙質やインク等の状況が様々であることから、各資料の状況を踏まえた適切な保存を進めていく必要があると認識しているところでございます。

資料の大半を所有されております鳴門市ドイツ館では、平成29年度に板東俘虜収容所関係資料の保存管理調査検討会を立ち上げまして、県はオブザーバーとして参加させていただいております。この調査検討会の中で、専門委員から御助言を頂きまして、資料は現在、収蔵庫ではございませんが空調のある部屋で、1枚ずつ中性紙で挟んで箱に入れたり、こん包するといった形で、資料の劣化や酸化を少しでも防ぐ方法、環境で保管しているところでございます。

資料の保存管理に向けましては、調査検討会の下で鳴門市におかれまして、平成31年3月に今後10年を見通した保存管理計画を取りまとめたところでございます。この計画の中で、設備の温湿度や照度といった環境調査を継続的に調査していくとともに、より適切な管理環境、どのような管理環境としていくかということ进行调查いたしまして、実現を目指

したいとしております。

県といたしましては、この貴重な資料の適切な管理と将来に向けての保存、継承がされますよう、鳴門市の状況等、しっかりと御要望や状況をお聞きするとともに、今回の県指定は、国の指定やユネスコ「世界の記憶」登録に向けたステップ、後押しになるものと考えておりまして、鳴門市の取組に協力してまいりたいと考えています。

岡田委員長

去年は教育委員会が担当だったので、県民環境部ではなかったと思うのですが、去年の本会議でも、この話を質問させていただきました。

100年前の紙が今残っていて、去年のベートーヴェン「第九」アジア初演100周年の時には、ドイツ兵俘虜の子孫の方が、当時、俘虜の方たちが発行していた新聞「ディ・バラック」という新しい資料を下さいました。その時おっしゃっていたのが、この貴重な資料を、あるべき所で保存してもらいたいので鳴門市に渡しますということでした。

結局、この資料は鳴門市の資料ですけど、県の財産として扱っていただきたいと思うし、100年が過ぎたけれど、200年、300年という歴史の語り部としての資料ということ。もう一つは、今、世界情勢がいろんな所でぎくしゃくしてきていますが、地元市民とドイツ兵との交流があったという、世界平和に向けての教育にも活用できる部分があると思っていますので、県民挙げての取組として、この資料を何が何でも残してもらえる環境づくりと今説明いただきました体制づくり、そして、この資料があるということを広く知らしめていただける機会を作っていただきたいと、要望して終わりたいと思います。お願いいたします。

岡田委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

県民環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、県民環境部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第9号

岡田委員長

以上で、県民環境部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、当委員会の後期の県内視察についてでございますが、来年の令和2年1月24日に県南部において実施することとし、視察箇所等につきましては、私のほうで案を作り、お示ししたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定させていただきます。

多くの皆さんの参加をお願いしたいと思います。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（14時41分）